令和６年度

第３回　豊明市国民健康保険運営協議会

議　事　録

令和７年２月６日（木）

午後２時開始

豊明市役所新館１階　会議室５

令和６年度　第３回豊明市国民健康保険運営協議会　議事録

令和７年２月６日（木）　午後２時から
豊明市役所新館１階　会議室５

出席者	公益代表	加藤誠（会長）松本昇（副会長）
	保険医・薬剤師代表	松森正起（歯科医師代表）太田満（薬剤師代表）
	被保険者代表	今井和子　橋本忠幸　田口一子
	保険者代表	豊明市長　小浮正典
	事務局	健康福祉部長　中村泰正
		保険医療課長　近藤有紀子
		保険医療課　　星野幸久
傍聴者	０名	

令和６年度第３回豊明市国民健康保険運営協議会を令和７年２月６日（木）豊明市役所新館にて開催しました。議題および審議経過については、以下のとおりです。

議題
（１）令和７年度国民健康保険事業費納付金本算定結果について
（２）令和７年度国民健康保険税率等の改正について
（３）その他

開始　午後２時

進行（課長）
本日は大変お忙しい中、また、大変お寒い中、定刻にお集まりいただき誠にありがとうございます。ただいまより令和６年度第３回豊明市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
なお、本日、運営協議会の傍聴希望の方は今のところ見えておりません。この後見えましたら、会長にお諮りし許可することとします。
それでは、会議の開催に先立ちまして市長よりご挨拶を申し上げます。

市長
皆さんこんにちは。
今日は、最大寒波が押し寄せている中でございますが、国民健康保険運営協議会にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。インフルエンザのピークは過ぎたところですが、医療関係のみなさまはまだまだ大変なことと思います。
毎年、この時期、この会では、保険税率の改定についての協議をお願いしております。保険税率の改定については、様々な要因があって本当に難しいものですが、みなさまの決定をもとに議会に挙げていき、議会での審議によって決定されるものです。みなさま

は、いろいろな形で直接的に国保に該当される立場ですので、忌憚のないご意見をいただいたうえで、３月の議会に議案として上げてまいりたいと思います。事務局も厳しいながらもなんとか工夫を凝らして提案させていただいておりますので、どうかご理解いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

進行（課長）

ありがとうございました。

本日用意しております議題に、「令和７年度国民健康保険税率等の改正について」がありますが、これに関しては市長からの諮問事項となりますので、市長より諮問書を会長へお渡しします。

（　市長が諮問書を朗読し、会長へ手渡す　）

（　委員へ諮問書の写しを配付　）

本日諮問された案件についてご協議いただき、その結果を答申書としてまとめ、答申書を市長へ提出していただくこととなります。

ここで、市長は他に公務がございますので、これにて一旦退席をさせていただきますのでよろしくお願いします。

（　市長退席　）

進行（課長）

本日は、保険医・薬剤師代表の嘉戸委員、公益代表の加藤充子委員から欠席の連絡をいただいておりますが、過半数以上の出席となりますので、運営委員会規則第５条により、本日の会議は成立となります。

では、これより会長に議長になっていただきまして、会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、運営協議会規則第８条の規定により、議事録に署名いただく委員２名を指名させていただきます。議事録署名者には、保険医・薬剤師会代表の太田委員と被保険者代表の今井委員に署名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に沿って会議を進めてまいります。

議題１　令和７年度国保事業費納付金本算定結果について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

説明に入ります前に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

（　資料の確認　）

では、令和７年度国保事業費納付金本算定結果について、説明いたします。

（　資料に沿って説明　）

1-豊明市分納付金額(本算定)について

・令和７年度国保事業費納付金(本算定)は、約 17 億 2,150 万円。仮算定から約 2,049 万円増額され、令和６年度本算定額より約１億 5,498 万円の減となった。

・１人あたり納付金額(本算定)は 174,703 円。仮算定より 2,079 円増額され、令和６年度より 149 円の減額とほぼ変わらない状況。

・仮算定の段階では、医療費指数α＝0.8 の影響により、１人あたり納付金額が前年度比－2,000 円となっていたが、本算定では前年とほぼ変わらない状況となった。

・県平均１人あたり納付金額は 169,090 円。仮算定の段階から 2,000 円程度の増額、前年度比でも 2,000 円程度の増額となっている。豊明市は県平均より 5,000 円程度高い状況。

2-仮算定からの主な変更点について

◎高額医療費負担金のレセプト基準額の見直しに伴う影響について

・国から県への高額医療費負担金が令和７年度からの基準額見直しに伴い減額となった。この改正に伴う激変緩和措置も予定されている。

◎保険者支援制度の拡充による影響について

・国民健康保険基盤安定繰入金が令和７年度からの算定基準見直しにより支援額増加の見込み。

◎決算剰余金の活用について

・仮算定の段階では対前年度伸び率が低かったが、本算定段階で高くなったため、決算剰余金の 1/3 である約 16 億円、1 人あたり額 1,381 円が活用されることとなった。

納付金は、歳出に対して、公費等の歳入を差しひくことによって金額が算定される。令和７年度本算定においては、仮算定段階に比べ、国から県への減額幅が大きくなったため、納付金の増額幅が大きくなり、決算剰余金が活用されることとなった。

3-納付金算定上の係数等

◎令和７年度保険給付費推計等（愛知県全体）

・保険給付費については、仮算定と変わらず本算定 4,054 億６千万円。

・後期高齢者支援金は１人あたり負担見込額が増加、介護納付金は介護被保険者数の減少補正が行われた。
・令和６年度からのこどもの地方単独事業の減額調整措置廃止による令和７年度の影響額は、１人あたり 213 円。
・決算剰余金の活用による影響は１人 1,381 円。

会長
　ありがとうございました。この議題に対しまして、ご意見ご質問があればお伺いします。

委員
　そんなに詳しいことはわからないと思うのですが、国保の加入者の方に豊明市の医療実績の高さを聞かれることとかはあるのでしょうか。納付金に関係する部分だと思うので。

事務局
　窓口対応の中で市民の方に聞かれることはないのですが、市民の代表である議員さんに議会の中で医療費についてのご質問をいただくことはよくあります。

委員
　前からいろいろ医療費のことは伺っていますが、豊明市が高額になりやすい背景とかどうなんでしょうね。

事務局
　医療費の適正化のための取り組みは努力しているところで、一定程度の成果も出ているところです。医療費分析はデータの種類が多くて、詳しくできているものではないのですが、傾向としては、1 人当たりの医療機関にかかる日数や通う回数が多いとかではなくて、1 回の受診に関する金額が高いという傾向はあります。推測ではありますが、医療インフラの充実とかが影響しているのではと考えられます。

委員
　ありがとうございました。

会長
　ありがとうございます。そのほかよろしかったでしょうか。

　無ければ、議題２　令和７年度国民健康保険税率等の改正について、諮問事項でございますが、説明をいただいて、あわせて皆さんにご意見いただきたいと思います。
　それでは、事務局説明をお願いします。

事務局

それでは、令和７年度の国民健康保険税率等の改正についての（１）課税限度額の引上げについてからご説明します。

（　資料に沿って説明　）

（１）課税限度額の引上げ

・課税限度額について、医療分を 65 万円から 66 万円に、後期分を 22 万円から 26 万円に引き上げ、現年の国基準額と同額とする。前回 12 月の本協議会でご説明したとおり。

・本市においては、１年遅れで国基準と合わせる運用としてきたが、県内でも同様の運用を行う保険者は少数であり、将来的に県と同一基準とすることが求められている。

・県内では残り本市を含む７保険者、春日井、豊山、美浜、刈谷、南知多、東浦が１年遅れで引上げとしている。

・引上げにより、150 世帯程度が影響を受け、598 万円程度の税収入の増加が見込まれるため、その分、中間所得者層の税率の伸び率の抑制が図られる。

会長

続けてお願いします。

事務局

（　資料に沿って説明　）

（２）賦課税率等の引き上げ

・令和７年度国保事業費納付金の確定に伴い、国保税の適正化を図るため、税率等の引上げを行いたい。

・税率等設定の考え方として、令和９年度に県の示す標準保険料率と本市の税率が同水準となるよう、現行の税率等と標準保険料率等との差から率・額を設定するという今までの考え方を継続している。

・今年度の賦課本算定時の被保険者データを基に今年度の税率で試算したところ、1人あたり軽減後調定額は 114,771 円となった。同じ被保険者データで令和７年度標準保険料率で試算したところ、結果は 135,270 円となり、その差は 12,858 円。令和９年度までに毎年、この乖離額を年度ごとに激変とならないように、平均的に上がるように改定したいところであるが、考慮しなければならない要因がいくつかある。１つは、被保険者の所得構成の変化により、試算した見込みとおりの調定額とならないこと。一昨年度の改定結果、１人あたり軽減後調定額は見込みより大きく下回り、昨年度の改定では 7,391 円増加を見込んだところ 11,111 円増となった。もう１

つは令和８年度からの子ども子育て支援金制度創設による影響。【資料１】

・結果、令和６年度の賦課本算定時の被保険者データでの試算で、１人あたり調定額を令和６年度と比較し、7,641 円の増額、伸び率 6.66%とさせていただきたい。

・引上げとなる税率改定は大変心苦しいところではあるが、過去に長年、保険税率の改定を見合わせてきた本市は､愛知県下でも本市の１人あたり軽減後調定額は低く、納付金額に見合っていない状況。昨年度より思い切った改定をしているが、状況は変わっていない。【資料２】

・国保加入世帯の 67.7%は（国保上の）1 人世帯で、１-２人世帯の割合は 91.3%。軽減世帯の割合は 47.9%（７割軽減:24.4%、５割軽減:12.2%、２割軽減:11.3%）。半数の世帯は軽減対象となり、モデルケースのように低所得世帯では税率改定の影響は大きくなく、中間所得層に負担がかかるというかたちになる。また、負担が大きくかかる中間所得層への負担を軽減するために上限負担額の引上げを行っていくというもので超過世帯は 150 世帯程度と見込んでいる。【資料３】

・均等割は抑えめに設定することで多人数世帯の負担が増えないように見込んだ。

◎モデルケースによる税率改正の影響【資料３】

・ケース①～ケース③で税率改正前後の税額を具体的に比較。

ケース①　低所得者軽減該当・・・50 歳代ひとり暮らし（介護分あり）

改正前 23,400 円→改正後 24,930 円　　年額 1,530 円、6.5%の増

ケース②　40～64 歳夫婦（夫婦ともに介護分あり）

改正前 252,385 円→改正後 271,130 円　　年額 18,745 円、7.4%の増

ケース③　65～74 歳夫婦（介護分なし）

改正前 205,955 円→改正後 221,745 円　　年額 15,790 円、7.7%の増

・所得や世帯構成はそれぞれで、モデルケースに当てはまる人ばかりではない。

・世帯の人数が増えると均等割が人数分かかるので負担も増えるかたちとなる。

◎国保会計運営における国民健康保険事業費納付金の財源検討【資料４】

・歳入歳出総額 57 億円超の国民健康保険特別会計のうち約 38 億円は保険給付費で、平成 30 年の制度改正により、普通交付金として県から総額交付される。国保会計運営において、国民健康保険事業費納付金にあたる財源の検討が最も重要な事項。

・納付金は年々増加傾向。激変緩和措置の終了と国全体の高齢化による医療費等の増による。今後も医療費等の増加傾向は続き、子ども子育て支援金制度創設による納付金の増傾向は続くと見込まれる。

・国保税率は、年々引き上げしているものの、被保険者数の減少傾向が大きく、税収額が減少しているが、納付金に対する充当割合を維持している。

・令和５年度決算と令和６年度当初予算において、一般会計その他繰入金と財政調整基金による赤字補填額は３億円超。令和７年度当初予算案では、１億 3,000 万円程度で被保険者 1 人あたり 13,600 円程度となる。

・補填目的の繰入金は、国保被保険者以外の被用者保険加入者にとっては、自身の保険料を払いつつ、国保被保険者の保険料を負担するようなこととなってしまい、な

かなか理解が得られにくいものでもある。
・現在の制度においては、国保税を増収することによって、補填目的の繰入金と一般会計からの積み立てに由来する基金繰入金を０にしていく必要がある。

会長
ありがとうございます。ずっとご説明いただきましたが何か質問はございますか。

委員
なかなか厳しい話ですが、現時点では最良策に思えますね。

委員
あらためて確認として、本市が令和９年度を期限としている理由、それから、全国的には、統一化に向けてどういった段階にあるのかを概況でいいので教えてください。

事務局
まず、令和９年度を期限とした理由は、平成 30 年度から国保制度が今の形となり、赤字繰入を減らしましょうとなったとき、豊明市では 10 年間で赤字を解消し、標準保険料率と同水準の保険税率とする計画としたことによるものです。県では、運営方針を立てていて、現在、第３期になるのですが、その中で令和 11 年度に納付金ベースでの統一という方針を出しています。
それから、全国的な動向ですが、たしか、大阪や北海道など６つぐらいの県ではすでに保険税の完全統一が図られていて、国からも統一に向けた加速化プランが昨年度示され、全国で同じように県の指導によってすすめられている段階にあります。
税率改定には、そういった国や県の方針といった点もありますが、統一に向けて税率改定をすすめていかないと赤字が解消されていかないことになりますので、多額の一般会計からの繰入れをし続けないといけないという状況にあります。そのことへの国や県の締め付けもあり、財政的にペナルティを課されたり厳しい状況です。

委員
ありがとうございます。というような仕組みがあっての提案ということを確認できました。いろいろ考えると、今回提案いただいた内容がベストではないけど、現状一番ベターな案になるのでしょうね。

会長
被保険者も後期高齢医療への移行とか、社会保険への移行とかで非常に減っています。いよいよ 10,000 人を切って 9,950 人という数字も出てきました。少子高齢化の影響も大きいですね。一般会計繰入額を見るともう引上げせざるを得ないと考えますと、やはり、提案いただいた案が、現状、一番妥当な案ということになりますかね。
それでは、よろしいでしょうか。今回は、２つあります。まずは、課税限度額ですがこれは中間所得層の負担の軽減が図られる目的のものになります。今回は国基準に合わ

せるというもので５万円引上げ。それともう一つ、国保税率です。
　事務局もいろいろ検討したうえで案を出していただいています。医療分、後期分、介護分とありますが、影響額として１人あたり 7,641 円の増加です。この２つについて、この協議会での決定としてよろしいでしょうか。
　それと、子ども子育て支援金も今後入ってくるということですがどうでしょうか。

事務局
　令和８年度より入ってくることとなりますが、その負担も含めて、急激な増加の年とならないように、現段階では毎年 7,500 円増をベースに考えているところです。

会長
　毎年 7,500 円ベースに考えていくというところですね。そういった話も今後は見込まれるところです。みなさんどうでしょうか。

（意見なし）

　今日のこの議題は、市長からの諮問案件でございますので、答申という形で結果を出していくことになります。
　ご意見がなければ、諮問いただいた数字でこの協議会では決定し、答申していくことになりますが、これで決を採らせていただいてもよろしいでしょうか。付帯事項はございますでしょうか。よろしいですか。

（　委員一同同意　）

　それでは、諮問書にあります改正案のとおりとしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

（　委員一同挙手　）

　はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。
　それでは、こういった形で市長に答申させていただきますのでよろしくお願いします。それでは、付帯事項がありましたらお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

（　意見なし　）

　それでは、答申書の準備を事務局はお願いします。委員のみなさんに写しの配布もお願いします。確認のため答申書の読み上げまでしてください。

（ 答申書写し配布、読み上げ ）

はい、それではほかの議題に移っていきたいと思います。事務局何かありますか

事務局
それでは、答申書を会長から市長に渡していただくための準備もさせていただきながら、次の議題とさせていただきます。

会長
はい。ありがとうございました。
さて、それでは、ご都合のつく方は市長への答申にご同席ください。

（　市長着席　）

会長
それでは、これまでの協議会で話した内容で意見をまとめまして、答申書を会長から市長に渡していただきたいと思います。

会長
それでは、諮問をいただきましたので、答申をさせていただきます。

（　会長が答申書を朗読し、市長へ手渡す　）

（　委員へ答申書の写しを配付　）

市長
皆さま、ご審議ありがとうございました。

事務局
本日の協議会は以上で終了となります。
皆さま、大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

終了　午後２時５６分